

# 仕 様 書

## 1 業務名

厚別区第 26 回参議院議員通常選挙開票所用物品の借受け及び開票所設営等業務

## 2 業務内容

第 26 回参議院議員通常選挙にあたり、開票所に必要な物品の借受けを行うとともに、借り受けた物品及び厚別区役所で所有している物品の保管場所と開票所との間の運搬と物品の引き取り・返却に伴う積み下ろし作業、開票所の設営・撤収を行う。

## 3 履行期間

契約締結日から選挙期日の翌日まで

## 4 業務詳細

### (1) 作業工程表の提出

受託者は、作業スケジュール及び作業現場責任者を様式「作業工程表」に記載し、第 26 回参議院議員通常選挙の選挙期日の5営業日前までに、委託者に提出する。

### (2) 物品の借受け

受託者は、別紙1「借受物品及び設営物品一覧」(以下「物品一覧」という。)の「借受物品」(以下「借受物品」という。)について、必要数(合計数量)分を用意する。

### (3) 物品の運搬

#### ア) 借受物品の運搬

受託者は、4(2)で用意した借受物品の全てを選挙期日当日の午前中に開票所会場となる厚別区体育館に搬入する。

#### イ) 厚別土木センターに保管してある物品の運搬

受託者は、物品一覧の「土木保管物品」(以下「土木保管品」という。)について、必要数(合計数量)分を選挙期日の前日までの平日9時から 17 時までの間に厚別土木センターで引き取り、一時保管する。

保管した物品は、選挙期日当日の午前中に4(3)アの借受物品の運搬と合わせて厚別区体育館に搬入する。

なお、引き取りは委託者が立ち会うため、引き取り日時は、予め委託者と相談の上、決定することとし、引き取り及び搬入に伴う積み下ろし作業は受託者で行うものとする。

#### ウ) 厚別区役所に保管してある物品の引き取り

受託者は、物品一覧の「区役所保管物品」(以下「区役所保管物品」という。)について、必要数(合計数量)分を選挙期日当日午前中の4(3)アの借受物品及び4(3)イ)の土木保管物品の搬入後に厚別区役所で引き取り、厚別区体育館に搬入する。

なお、引き取りは委託者が立ち会うため、引き取り日時は、予め委託者と相談の上、決定することとし、引き取り及び搬入に伴う積み下ろし作業は受託者で行うものとする。

### (4) 開票所の設営

受託者は、選挙期日当日8時から13時の間で、に4(3)で搬入した物品と物品一覧の「体

育館保管物品」(以下「体育館保管物品」という。)を厚別区体育館内で移動させ、別紙2「開票所レイアウト」(以下「レイアウト」という。)のとおり設営・配置する。撤去時には原状回復が必要なため、各室の元々のレイアウトは写真等で記録しておくこと。

卓球フェンス 8 台及び会議用テーブル 3 台はフロア間の階段移動を伴うため、移動の際の安全確保や返却場所の間違い等ないように留意すること。

1F ロビーに元々設置してあるテーブルや椅子等については、一時的に1F トレーニング室に移動すること。

床に敷くブルーシートは養生テープ等により隙間なく固定して設置し、設置に伴い使用する養生テープ等の資材は受託者が用意する。また、テープ糊残りがないように相手側の部材によっては、弱粘着テープを使用すること。

レイアウトに記載のない物品は、現地での委託者の指示がない限り、1 階競技室内の総務係付近のブルーシートの上に配置すること。

体育館保管物品は、所定の収納場所を確認した上で移動し、撤収時に別の場所に戻さないように留意すること。

別途発注している電源ケーブル敷設、読取分類機の設置等の作業スケジュールの都合上、1 階競技室、1 階ロビー及び 2 階トレーニングデッキの会議用テーブルの設営は、11 時 30 分まで、その他設営・配置は 13 時までそれぞれ完了させること。

設営・配置完了後の 13 時頃に委託者による 15 分程度の最終確認を受け、設営・配置の補正指示等があれば対応すること。

なお、物品一覧に記載されている物品及び数量、レイアウトの物品の配置については、引き取り前までの期間で若干の調整を行う場合がある。

#### (5) 開票所の撤去・物品の返却

選挙期日の翌日(原則午前中)に開票所の撤収(原状回復)を行い、4(3)で搬入した各物品及び物品一覧のうち返却のみを行う投票箱について、もとの場所の所定の位置に返却する。その他撤収に伴い発生したごみ(養生テープ、貼り紙など)も回収し、厚別区役所に運搬する。

なお、1F 競技室、2F トレーニングデッキ及び 2F 多目的室以外の貸室等については、選挙期日当日の開票事務終了後すぐに原状回復する必要があるため、委託者が原状回復し、各室で使用されていた物品を 1F 競技室内に搬入する。受託者は、翌日に 1F 競技室及び 2F 多目的室の原状回復を行い、上記の各室から 1F 競技室に搬入された物品も含めて全て回収・返却を行う。ただし、体育館で借りた備品は体育館内の所定の保管場所に戻すこととし、使用場所と返却場所(元々保管されていた場所)が異なるものがあるため、留意すること。

開票所の撤収作業完了後は、厚別区体育館職員及び委託者立ち会いのもと最終確認を受け、撤収の補正指示等があれば対応すること。

なお、返却は委託者が立ち会うため、返却日時は、予め委託者と相談の上、決定することとし、返却及び所定の棚等へ戻す作業は受託者で行うものとする。

## 5 参考情報

### (1) 運搬で使用する車両の想定(過去実績)

6tトラック(増トン車)2台

※開票所の設営及び撤収時(借受物品の運搬含む)

(2) 物品保管場所等の住所

- ・厚別区役所(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2)
- ・厚別土木センター(札幌市厚別区厚別町下野幌45-39)
- ・厚別区体育館(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目1番20号)

(3) 厚別区体育館平面図

別添のとおり

## 6 その他特記事項

- (1) 契約締結後に厚別区体育館の事前見学を希望する場合は、厚別区体育館に直接連絡せずに、本業務の委託者宛てに連絡すること。
- (2) 契約締結後、受託者に厚別区選挙管理委員会の腕章を貸与するので、業務に従事する際は、少なくとも1人は腕章を着用するとともに、必要に応じて受託者発行の身分証明書を提示すること。
- (3) 運搬にあたっては、交通法規の遵守等、交通安全に十分留意すること。また、その他各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (4) 借受物品に不備があった場合に備え、選挙期日の当日の9時から21時までの時間帯について、迅速に対応できる体制を整えておくこと。
- (5) 本件業務の履行においては、委託者である本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めることとし、車両については、極力ハイブリッド車、CNG、LPGを燃料とする低公害車の配車に努めること。また、運転をする際は、アイドリングストップの実施など環境への配慮を心がけること。
- (6) 物品の搬出入等にあたっては、必要に応じてカゴ台車を使用するなど、作業中に物品類が散逸しないよう工夫を図ること。
- (7) 物品の搬出入等にあたっては、十分な養生を行うなど、施設の設備及び物品類に傷をつけることの無いよう細心の注意を払うこと。特に、厚別区体育館内では、台車等を用いて重量物を搬出入する場所にはクッション性のある養生シート等を必要数量敷くほか、必要に応じて搬出入口に仮設スロープを設置し、その上を移動させること。
- (8) 設営及び撤収作業時間帯は、他の業者も開票所内で電気設備設営及び撤去の作業を行っていることから、十分留意するほか、必要に応じて業者間で調整を図ること。

## 7 担当

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

札幌市厚別区役所総務企画課(厚別区選挙管理委員会庶務二係)

山下、鈴木 Tel 895-2419

[様式]

## 作業工程表(厚別区)

令和 年 月 日

受託者:

### 1 当日の現地責任者

部署名

氏名

電話

メールアドレス

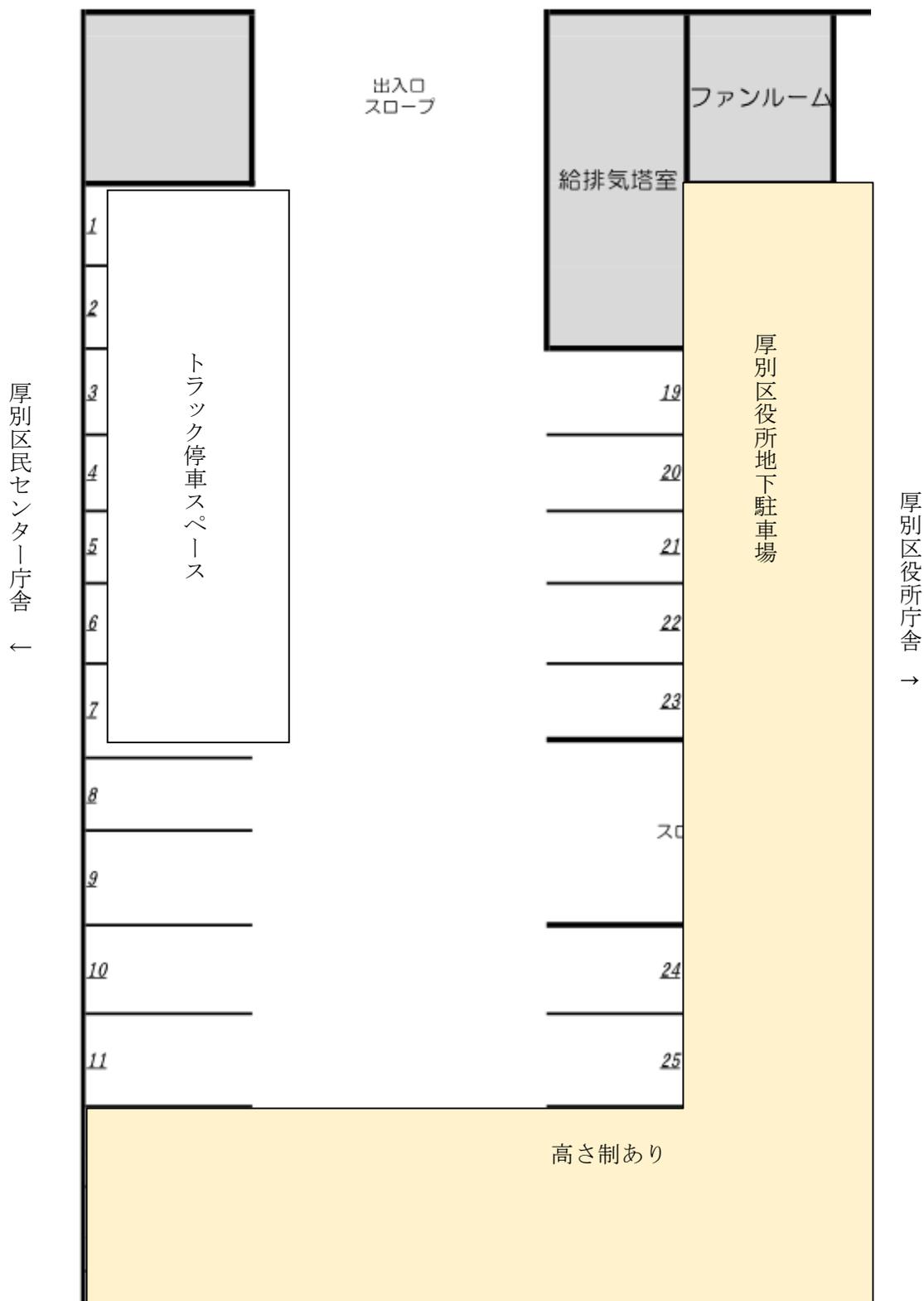
### 2 業務日程

- (1) 土木保管物品の引き取り: \_\_\_\_\_ 月 日 : ~ :
- (2) 借受物品及び土木保管物品の開票所への搬入: 選挙期日 月 日 : ~
- (3) 区役所保管物品の引き取り: 選挙期日 月 日 : ~
- (4) 区役所保管物品の開票所への搬入: 選挙期日 月 日 : ~
- (5) 会場設営: 選挙期日 月 日 : ~ :
- (6) 会場撤収: 選挙期日翌日 月 日 : ~ :
- (7) 区役所保管物品の返却: 選挙期日翌日 月 日 : ~ :
- (8) 土木保管物品の返却: 選挙期日翌日 月 日 : ~ :

### 3 トラックの配車計画

業務日程	サイズ、台数	区役所駐車場停車時間帯(予定)、台数
2(1)土木保管物品引き取り	t、台	: ~ : 、台
2(3)区役所保管物品引き取り	t、台	: ~ : 、台
2(7)区役所保管物品返却	t、台	: ~ : 、台
2(8)土木保管物品返却	t、台	: ~ : 、台

#### 4 区役所駐車場内のトラック停車スペース(レイアウト)



※本様式にある項目が全て記載されていれば、かならずしも本様式を用いなくてもよい